

名古屋植物防疫所交渉（全農林労働組合中央本部及び名古屋植防分会）
議事要旨

1. 日 時：2017年12月21日（木）12：05～12：24

2. 場 所：名古屋植物防疫所会議室

3. 出席者：

（当局側） 佐々木所長、三代庶務課長、大津庶務課長補佐

（組合側） 青山中央執行委員（東海ブロック担当）、瀬戸名古屋植防分会副委員長、
松田名古屋植防分会書記長

4. 議 題：2017秋季年末要求交渉（別添「要求書」）

5. 議事概要

○三代庶務課長

ただいまから、全農林からの要求に基づく交渉を始める。

本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規程に基づき、予備交渉において取り決めた事項を報告する。

全農林及び名古屋植防分会から提出された要求事項のうち「新たな労使関係の構築に関する基本方針について」第3の1の（3）に定められた要件を満たし、交渉対象とする事項は、次の部分を除いた部分とする。「Ⅰ 労働諸条件の改善について」の「1の前段 厳格な勤務時間体制を確立し」の部分、「1の後段 超過勤務については全額支給すること」の部分、「2 定員削減により人員が減少する中、農林水産施策への確に対応するため、既存業務の抜本的かつ実効ある効率化や非常勤職員の雇用などにより」の部分、「3の後段 実効ある防止策の徹底及び相談員制度の機能化を図る」の部分、「4の前段 計画的に取得できるよう啓発を図り」の部分、そして、「Ⅱ 福利厚生施策の充実について」の「前段 メンタルヘルス対策の充実・強化を図り」の部分であり、これらの事項については、管理運営事項に該当することから要望事項として整理した。これを前提に交渉を進めさせていただく。

発言は交渉対象事項に限っていただくよう改めてお願いする。それでは、要求書の提出及び趣旨説明をお願いする。

○青山中央執行委員

要求書の趣旨説明をする。

名古屋植物防疫所組合員においては、輸出の増大や訪日旅行客及びLCC航空便の増加、輸出カウンターの設置、探知犬導入や深夜・早朝便への対応など、水際検疫体制の強化に伴う業務量が大幅に増加している。また、重要病害虫の侵入・まん延を防ぐため、輸出入植物や国内植物を検疫し、侵入した場合には根絶、発生地域への封じ込め、発生密度の抑制等の防除対策を確実に講じるため、日夜、職務に邁進しているところである。

2017年度の予算・定員では、一定の増員要求が認められたものの、抜本的な要員不足

の解消には至っていない。出張所の統廃合が進められる中、応援体制で業務を行ってきているが、それも限界にきていると考える。引き続き、要員の確保に向けて、名古屋植防当局の尽力を要請する。

今回、取りまとめた要求事項においては、切実かつ喫緊の課題であることを理解いただき、課題解決に向けた対応を要請する。

まず、1点目は、労働諸条件の改善についてである。

政府として働き方改革が進められる中、長時間労働の是正は喫緊の課題であり、中央本部としても秋の交渉において実効ある超過勤務の縮減、勤務時間インターバルの確保などを求めている。慢性的な超過勤務により睡眠が不十分となれば、心身とも支障をきたし、業務能率も低下するばかりか過労死などの最悪の事態も生じかねない。

現在、名古屋植物防疫所における定員配置状況から、多くの部署において超過勤務が発生している状況にあるが、勤務時間管理や事前命令の徹底及び超過勤務の実施にあたって真に必要な業務であるか否かの精査が重要であると考え。このことについて、名古屋植物防疫所当局の見解を伺う。また、既存業務の効率化や業務量の平準化及び非常勤職員の雇用による一層の超過勤務縮減を図るよう要請する。

また、職員間のコミュニケーションを図る中で、安心して働き続けられる明るい職場づくりが重要であると考え。節目での各種ハラスメント防止策の徹底や安心して諸休暇が取得できる職場環境の整備を要請する。

2点目は、福利厚生施策の充実についてである。

業務量の増大に伴い、職員の健康管理やメンタル対策が重要である。特に植物防疫所の職場においては、十分な定員配置となっていない中で、健康を害して休まざるを得なくなった場合、職場の業務運営に与える影響は大きいことはもとより、病気になった本人も肉体的・精神的な苦痛は計り知れない。このことについて、名古屋植防当局の現状における対応について伺う。

3点目は、新たな人事評価についてである。

評価制度の適正な運営にあたって、職場の人間関係が大きく影響すると考えており、信頼関係なくして評価制度の運営は成り立たない。評価者の評価に対する被評価者の理解と納得が重要であることを申し上げる。

以上、要求書の趣旨説明とさせていただきます、名古屋植防当局の見解を伺う。

○佐々木所長

本年4月1日付けで着任した佐々木です。名古屋植物防疫所の勤務は初めてとなるが、よろしく願います。

職員の皆様には、日々の業務の遂行にあたり不断の努力をいただいていることについて感謝申し上げます。

名古屋植物防疫所においては、中部空港におけるLCC便をはじめとした国際便に対する対応や本年長野県において発生したテンサイシストセンチュウの対応、また、清水支所豊橋出張所等の廃止に伴う対応等は所全体の重要な課題と認識しており、引き続き適切な業務運営に取り組んでまいりたい。

それでは、交渉の対象となる事項について、回答させていただく。

I 労働諸条件の改善について

- 1 名古屋植物防疫所として、事前命令の徹底、実効のある超過勤務縮減対策の実施により、超過勤務を縮減すること。
- 2 名古屋植物防疫所として、超過勤務の縮減を図ること。

超過勤務の縮減については、①管理職員は、勤務時間外になってからの業務指示は行わないように努める、②水曜日は完全定時退庁日とし、その趣旨の徹底を図る、③各課、担当内の業務懇談会で日程調整を行う等業務の平準化を図り超過勤務縮減に向けて取り組んでいるところである。

今後とも、事前命令の徹底についても管理職員に周知し、超過勤務を命ずる場合は、勤務時間内に行うよう努力してまいりたい。

- 3 名古屋植物防疫所として、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントを根絶すること。

セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの防止については、秘書課長通知や人事院が作成した「パワーハラスメント」を起こさないために注意すべき言動例について（通知）を職員掲示板に周知し、その防止に努めている。

- 4 名古屋植物防疫所として、年次休暇や夏季休暇が取得しやすい職場環境をつくること。また、諸休暇についても取得しやすい環境整備を図ること。

年次休暇や夏季休暇については、計画的に使用することが重要であるため、サーバー内に、各課・各担当毎の休暇計画表を作成し、各自が記入すること、また、ゴールデンウィークや夏季休暇の取得の際には、年次休暇と組み合わせて長期連続休暇となるよう努めるなど、職員掲示板や拡大課長会議等において促しており、職員が休暇を取得しやすい環境づくりをしているところであり、引き続きこうした取組を徹底してまいりたい。

- 5 名古屋植物防疫所として、ワークライフバランスの確保や育児休業及び育児のための短時間勤務が所得しやすい職場環境の整備を図ること。

育児休業及び育児のための短時間勤務については、掲示板に制度の概要を掲載するとともに照会があった場合には、丁寧に制度説明を行っているところであり、今後とも制度を適切に運用してまいりたい。

6 名古屋植物防疫所として、管理者と職員とのコミュニケーションを大切にし、明るく働きがいのある民主的な職場を確立すること。

管理者と職員とのコミュニケーションの重要性は理解しており、今後も大切にしていきたい。

Ⅱ 福利厚生施策の充実について

「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」に基づき、名古屋植物防疫所におけるメンタルヘルス対策について、何でも相談できる職場環境づくりを現場管理者が率先して行うこと。

メンタルヘルス対策については、平成22年11月に発出された「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」、平成27年10月からは同指針の改正により、大臣官房参事官（厚生・人事）が策定した「農林水産省職員の心の健康づくりのための運用方針」に基づき実施している。

同運用方針においては、引き続き、心の健康に問題のある職員の早期発見・早期対応のため、職場内の相談体制や外部の専門機関に相談できる体制が整備されており、当所においても職場や専門家が連携して対応している。

職員のメンタルヘルス対策は、円滑な業務運営の観点からも重要な課題であるので、引き続き庶務課・該当職場が連携して対応する考えである。

Ⅲ 新たな人事評価制度について

期首・期末面談にあたっては、評価結果が処遇に活用されることを十分認識し、被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。

日常的な指導・助言やコミュニケーションについては、人事評価制度にかかわらず、組織内の意識の共有や業務改善等につながるほか、職場の実情を把握する上で最も基礎的な手段と認識している。

今後とも、日常のコミュニケーションを奨励し、十分理解の得られる人事評価となるよう尽力する考えである。

○青山中央執行委員

回答に感謝申し上げます。

本日は、要求事項の理解を深めるため、名古屋植防分会の瀬戸副委員長、松田書記長

が本交渉に出席しているので、瀬戸副委員長から要求事項に関して発言する。

○瀬戸副委員長

このたびは、要求書にご回答いただき感謝申し上げます。植物防疫所の労働環境改善、超勤縮減、職域への啓発等積極的に対応いただいていると理解している。しかしながら植物防疫所職員をとりまく情勢は刻々と変化しており、組合としては当局側に対し職場環境の改善にむけて継続的に取り組まれるようお願いする。特に植物防疫という業務の特性から、PPVやテンサイシストセンチュウ対応のように、管轄内外を問わず各種病害虫の突発的発生に対応しなければならない事案が今後も起きる可能性が十分に考えられる。また、輸出入検疫の強化やLCCの拡大にともなう観光客の増加など、今後業務量の増加も予想される。限られた人員の中で対応せざるを得ない状況は我々としても理解できるものであるが、通常業務プラスアルファの負担増による職場環境悪化を避けるため、最大限の配慮をお願いする。

○佐々木所長

職場環境の改善については、継続的な取組が重要と認識している。今後も各課・担当内での情報共有や、業務スケジュールを作成して予め調整を行ったり、効率的に業務を進める工夫を行うなど、業務の平準化・効率化を図る取組を続けてまいりたい。特にPPVやテンサイシストセンチュウなど、緊急的、突発的業務については、名古屋植物防疫所管内各所からの応援態勢を構築して対応してきており、今後も管内の各担当及び各支所等の業務状況を踏まえ、業務の調整を図りつつ、対応してまいりたい。

本日の交渉を踏まえ、今後とも職員が安心して働きやすい職場となるよう、引き続き努力してまいりたい。

○青山中央執行委員

回答に感謝申し上げます。

平成29年度も後半に入ったが、適正な業務運営を図るため、職員とのコミュニケーションを深め、明るい職場づくりに当局としても尽力いただくよう改めて要請する。

最後になるが、各職場において課題・問題点等が発生した場合には、各級段階で要望や要求を上げていくこととしているので、名古屋植防当局としても誠意をもって対応いただくよう重ねて要請する。

○三代庶務課長

以上をもって交渉を終了する。

— 以上 —

名古屋植物防疫所長
佐々木 晃 殿

全農林労働組合
中央執行委員長 石原 富雄



要 求 書

農林水産省においては、2014年7月に決定された「国の行政機関の機構・定員に関する方針」に基づき、3年目の定員合理化が実施される中で、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革など重要課題が進められていますが、職場は連年に亘る定員削減により超過勤務は慢性化しており極めて厳しい労働環境にあります。

このような情勢の中にあつて私たちは、当面する課題を整理し、下記のとおり要求事項を取りまとめました。下記の事項は、組合員にとって切実かつ喫緊の課題です。

貴職におかれては、組合員の生活を維持・改善し国民の期待に応える農林水産行政の円滑な推進を図るため、下記事項の実現に向けて最善を尽くすよう要求します。

記

1 労働諸条件の改善について

1. 名古屋植物防疫所として、厳格な勤務時間管理体制を確立し、事前命令の徹底、実効のある超過勤務縮減対策の実施により、超過勤務を縮減すること。
また、超過勤務手当については全額支給すること。
2. 定員削減により人員が減少する中、農林水産施策への的確に対応するため、名古屋植物防疫所として既存業務の抜本的かつ実効ある効率化や非常勤職員の雇用などにより、超過勤務の縮減を図ること。
3. 名古屋植物防疫所として、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントを根絶するとともに、実効ある防止策の徹底及び相談員制度の機能化を図ること。
4. 名古屋植物防疫所として、年次休暇や夏季休暇が計画的に取得できるよう啓発を図り、取得しやすい職場環境をつくること。また、諸休暇についても取得しやすい環境整備を図ること。

5. 名古屋植物防疫所として、ワークライフバランスの確保や育児休業及び育児のための短時間勤務が取得しやすい職場環境の整備を図ること。
6. 名古屋植物防疫所として、管理者と職員とのコミュニケーションを大切にし、明るく働きがいのある民主的な職場を確立すること。

II 福利厚生施策の充実について

「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」に基づき、名古屋植物防疫所におけるメンタルヘルス対策の充実・強化を図り、何でも相談できる職場環境づくりを現場管理者が率先して行うこと。

III 新たな人事評価制度について

期首・期末面談にあたっては、評価結果が処遇に活用されることを十分認識し、被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。

以 上